# 柏崎市 緊急雇用安定給付金



## 支給対象者

以下の①~③全てに該当する方

- 市内に事業所がある事業者 であること

国が実施する雇用調整助成金の **支給決定**を受けていること

※緊急雇用安定助成金を含む

- 納期限の到来した**市税を完納**していること
  - ※新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、徴収等を猶予されている場合は除く

### 申請期限

# 国の雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金) の支給決定日から 3 か月以内

(例) 支給決定日が6月30日の場合は、9月30日まで

#### step1

国の雇用調整助成金(緊急雇用安定 助成金)の支給申請(事業者→国)

ハローワーク柏崎に申請

#### step2

国の雇用調整助成金(緊急雇用安定 助成金)の支給決定(国→事業者)

支給決定日を確認(決定通知書右上) ※助成金の入金日ではありません。

step3

問合せ先 申請先

※感染防止のため、郵送で提出してください。

市へ申請(支給決定日から3か月以内)

~添付書類~ ※場合によっては、追加書類を求めることがあります。

- ・雇用調整助成金(休業等・出向)支給申請書 または 緊急雇用安定助成金支給申請書の写し
- ・雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金)支給決定通知書の写し
- 通帳の写し (金融機関、支店、口座種別、口座名義人、口座番号が分かる箇所)



市の審査完了後、



←市の申請書は こちらから (柏崎市ホームページ)



0257-21-2334 TEL

shogyo@city.kashiwazaki.lg.jp

〒945-8511 柏崎市中央町5-50

E-mail

柏崎市商業観光課 かしわざき